

## 水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

「水戸市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）について、関係市町及び住民の意見にも配慮しながら、事業者からの聞き取りを実施し、慎重に審査を行った結果、環境保全の見地からの意見は下記のとおりである。

なお、本事業は、茨城町との市町界の近接地に一般廃棄物の焼却施設等を整備するものであり、環境保全に万全を期するため、隣接市町との十分な調整を図るとともに、施設の計画策定、工事の実施、廃棄物の搬入・処分等供用時の各段階において適切な環境配慮と安全で確実な事業の実施が求められる。

また、本事業に対する周辺住民の関心は極めて高いことから、事業に係る情報公開を積極的に行うとともに、故障や火災、地震や水害等緊急時の対策として、外部への環境汚染物質の漏洩等も想定しつつ、迅速・適切な対応が図れるようマニュアルを策定し、併せて、連絡体制の整備や緊急時対応訓練を行うなど周辺住民の不安解消に努める必要がある。

事業者においては、こうしたことを念頭に置きつつ、準備書に記載されている事項を的確に実施することはもとより、下記の事項について十分に検討を行い、必要に応じて、追加的な調査、予測及び評価を実施するなど、事業の実施に伴う環境への負荷のより一層の低減に努める必要がある。

他にも、今後、工事中及び施設稼働後において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合には、速やかに調査を行い、関係機関と協議・調整を図った上で、適切な措置を講じる必要がある。

### 記

#### 1 総括的事項

- (1) ごみ焼却施設の処理方式については、現時点では決定されていない。今後、ストロカ方式をはじめとする3つの処理方式の中から選定することとしているが、選定にあたっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分に考慮すること。また、選定された処理方式に応じた適正な環境保全措置等を実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。
- (2) 最終処分場の計画埋立期間は、平成29年度から平成43年度までの15年間として計画されている。しかし、埋立物の安定化に要する期間及びその期間の管理方法等については明らかにされていないことから、散水の状況や浸出水処理施設の稼働等も含めて評価書に記載すること。
- (3) 評価書及び要約書の作成にあたっては、住民等の意見に配慮するとともに、建設予定地の鉛直断面図や大気の接地逆転層の模式図等を追記するなど、わかりやすい評価書等となるよう努めること。

- (4) 周辺住民の不安解消に資するため、ごみ焼却施設における排出ガス調査や浸出水処理施設及び観測井における水質調査など、関係法令等に基づくモニタリング調査を継続的に実施することとしている。しかしながら、モニタリング調査結果の開示方法等については明らかにされていないことから、周辺住民が常時確認出来るような手段を講じるなど、その開示方法等について近隣市町と協議し決定することを評価書に記載すること。

## 2 個別的事項

- (1) 工事の実施や施設の稼働等に伴う騒音・振動の予測結果については、いずれも要請限度や規制基準値を下回る値となっている。しかし、当該地域は静かな環境にあり、特に工事の実施に伴う建設機械の稼働や工事車両の運行等によって、予測以上に生活環境が損なわれる可能性もあることから、工事の実施に当たっては、事前に周辺住民に対し情報提供を行い、併せて騒音・振動の防止に積極的に努めること。
- (2) 新清掃工場（ごみ焼却施設及びリサイクルセンター）及び最終処分場の排水処理については、クローズドシステムを採用することとしているが、当該施設の排水には、その処理の過程において有害物質が含まれる汚泥等の発生が考えられる。  
準備書には、給水・排水処理フロー図や浸出水処理施設の処理フロー図は示されているものの、有害物質の処理方法等についての記述は見られないことから、その内容について評価書に記載すること。
- (3) 有害物質の施設外漏洩については、観測井を設けて水質の環境監視を行う計画とされているが、周辺住民の不安解消に資するため、当該観測井の設置にあたっては、当該施設の真下にあたる地下水の流路を十分に把握した上で、その上流側及び下流側に設置することについて評価書に記載すること。
- (4) 新清掃工場や最終処分場の建設予定地における液状化や圧密沈下等の可能性について必要な調査を行うとともに、エコフロンティアかさま等全国の処分場等の実績等を参考に必要な対策を検討し、その内容を評価書に記載すること。また、その内容を設計に反映させること。
- (5) 本県では希少種であるカヤネズミ及びショウリョウバッタモドキについては、本事業の実施に伴い生息できる環境が減少することから、環境保全対策として、生息地となるイネ科草木群落を移設し代替生息地を創出する代償措置を講じることとしているが、創出される生息環境の質は極めて重要なことから、工事实施前にカヤネズミ等の生息環境の調査を行い、専門家の指導を得て代替生息地の整備計画等を策定し、代償措置を実施すること。  
なお、当該代償措置は、その効果に係る知見が不十分であり、カヤネズミ等が定着しないおそれもあることから、専門家の指導を得て事後調査を行い、その結果について報告すること。

- (6) 猛禽類の調査結果については、採用した調査方法の妥当性を保証するため、参考にした文献等や他の事例区域での採用例などに基づいたことを明らかにするとともに、調査において、本地域の特殊事情をどのように考慮したかについて評価書（猛禽類編）に記載すること。

なお、オオタカについては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月 環境省自然環境局野生生物課）により行動圏解析を行い、高利用域の消失割合は少ないとしているが、実際の飛行軌跡等調査結果も勘案した予測・評価を行い、その結果について評価書（猛禽類編）に記載すること。

- (7) 営巣活動等が確認されているオオタカについては、工事中における建設機械の稼働及び工事車両の運行等による騒音や人や車両の出入り等により、狩り場の移動や営巣放棄等の影響が懸念されることから、他の工事事例等を参考に、専門家の指導を得ながら環境保全措置を適切に講じること。

なお、当該環境保全措置を講じても、オオタカが営巣場所や生息場所を移動する可能性があるなど、その効果を予測することが難しく、また、生息環境への影響が著しいものとなるおそれがあることから、工事中及び施設の供用後においても継続した調査を行い、その結果について報告すること。

- (8) 建設工事に伴う副産物について、本事業においては残土以外の廃棄物は発生しないと結論づけている。しかし、建設工事に伴って梱包材等の廃棄物も発生することから、再使用や再資源化によってゴミの発生抑制に努めるとともに適正処理を行うなど、その内容について評価書に記載すること。

- (9) 最終処分場に埋立てを行う、小吹清掃工場から搬入される焼却灰については、重金属類が溶出する可能性があることから、その処理方法について評価書に記載すること。

また、新清掃工場から発生する主灰については、主灰を高温で熔融し、ガラス状のスラグにすることで有害物質の漏出を防ぎ、路盤材や骨材として再利用することとしているが、利用計画及び保管方法等について検討を行い、その内容を評価書に記載すること。